



## 国土交通省中部運輸局

令和7年5月12日

〈お問合せ先〉

中部運輸局自動車交通部

旅客第二課 本田、古久保

TEL 052-952-8036

### 伊豆地区のタクシー運賃改定実施による労働条件の 改善状況調査結果について

伊豆地区におけるタクシー運賃の改定は、令和5年9月11日に実施され、運賃改定後のタクシー運転者の労働条件の改善状況について、令和7年3月18日に静岡県タクシー協会が取りまとめ結果を公表しました。

この結果を踏まえ、当局において、運賃改定による運転者賃金の改善が一定の水準に達していない事業者の有無について調査を行いましたので、その調査結果を別紙のとおりお知らせします。

なお、本調査により、指導を要する事業者は確認されず、伊豆地区で運賃改定後のタクシー運転者の労働条件が一定の改善状況に達していることが確認されました。

## タクシーの運賃改定実施による労働条件の改善状況の調査結果

(令和7年5月12日 中部運輸局)

### I. 調査について

#### 1. 調査の概要

運賃改定後のタクシー運転者の労働条件の改善が一定の改善状況に達していないと認められる「全運転者に係る運転者1人平均時間あたり賃金の支給率の変動状況」が減少している事業者の有無を調査しました。

本調査は、運賃改定時に静岡県タクシー協会に対して通達した、労働条件の改善状況を確認したものです。

#### 通達一部抜粋

##### 2. 運賃改定に伴う運転者の労働条件の改善等について

今回の公定幅運賃変更要請（運賃改定）については、運転者の労働条件の改善が主要な理由のひとつとしてあげられていることを踏まえ、タクシーサービスの質を確保するためには運転者の労働条件について一定の水準を確保することが必要であることを勘案し、実績における運送収入に対する運転者人件費の割合（歩合率）を維持した上で健全な経営が成立する水準の運賃を設定するという考え方にに基づき査定を行ったところである。

このため、今回の運賃改定の実施により、運転者の労働条件の改善が適切に図られるよう、貴傘下会員に対し、以下の各事項について指導すること。

- (1) 運賃改定実施後において、上記の考え方に則って、歩合率を維持させること等により各事業者において、適切に運転者の労働条件の改善措置を講ずること。
- (2) 運賃改定実施後、運転者の労働条件改善についての考え方を利用者に対して積極的に表明すること。
- (3) 運賃改定実施後の然るべき時期において、運転者の労働条件の改善状況について、自主的にその実績を公表すること。その際、賃金水準のみならず、実質的な労働者負担の軽減や手当て類の創設等これに関連して講じた措置についても併せて公表すること。

なお、労働条件の改善状況の公表の結果が運賃改定の趣旨を逸脱すると認められたときには、その事実関係を公表するとともに、必要な指導を行うこととするのでこの旨についても合わせて了知されたい。

## 2. 対象地域

### 伊豆地区

静岡県23市12町のうち、沼津市（ただし、平成17年4月1日に編入された旧田方郡戸田村の区域に限る。）、熱海市（ただし、泉地区を除く）、伊東市、下田市、伊豆市、伊豆の国市（ただし、平成17年4月1日に合併された旧田方郡大仁町の区域に限る。）、賀茂郡（東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町）の6市5町の地域

## 3. 運賃改定後の労働条件の改善状況を公表した事業者数

### 18者の集計

## 4. 調査対象事業者数

### 1者

## II. 調査結果及び指導

### 1. 調査結果

全運転者に係る運転者1人平均時間賃金の支給率の変動状況（単位：事業者数）

20%以上	10%以上 20%未満	0%以上 10%未満	-10%以上 0%未満	-10%未満	計
3	7	6	2	0	18

この中で全運転者に係る運転者1人平均時間あたり賃金の支給率が前年同期と比較して減少した（100%未満となった）事業者は2者であり、主な事由は次のとおり。

なお、1者は合併に伴い廃業したため、調査の対象から除外した。

○賃金単価の高い運転者が退職したことにより、賃金支給率が低下したもの

### 2. 指導

上記の事由を踏まえ、事業者ヒアリングを実施し背景・事情についても調査した結果、改善を講じる必要があるとして指導を行うには至りませんでした。

【用語について】

○全運転者に係る運転者 1 人平均時間あたり賃金の支給率の変動状況は、次の算出によって算出された率とする。

算式)

$$\frac{\text{全運転者に係る運賃改定実施後  
6カ月間の賃金支給総額}}{\text{全運転者に係る運賃改定実施後  
6カ月間の総乗務時間数}} \div \frac{\text{全運転者に係る  
前年同期の賃金支給総額}}{\text{全運転者に係る  
前年同期の総乗務時間数}} \times 100$$

※本調査における調査結果は、当局において静岡県タクシー協会の公表値を基に精査した結果であり、同協会が公表した数値とは一致しない部分があります。